

# 起きてはならない最悪の事態の見直しに向けて

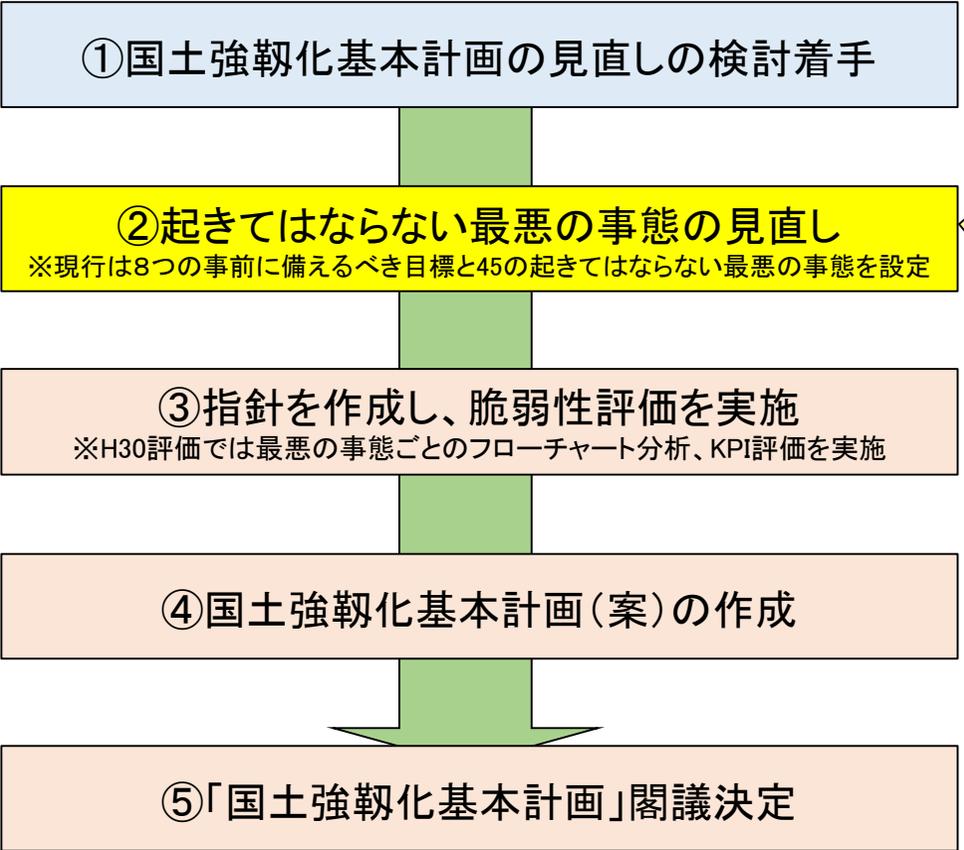
令和4年3月22日

内閣官房国土強靱化推進室



## 2. 起きてはならない最悪の事態について (1) 基本計画見直しの手順

○基本計画の見直しにあたっては脆弱性評価を実施することとなっており、脆弱性評価の実施にあたっては起きてはならない最悪の事態を想定しなければならない(基本法第17条第1、3項)。  
○基本計画の見直しに向けたスタートとして、現行の起きてはならない最悪の事態に関して設定されている8つの事前に備えるべき目標と45の起きてはならない最悪の事態の見直しを検討する。



### 国土強靱化基本法 (H25年法律第95号)

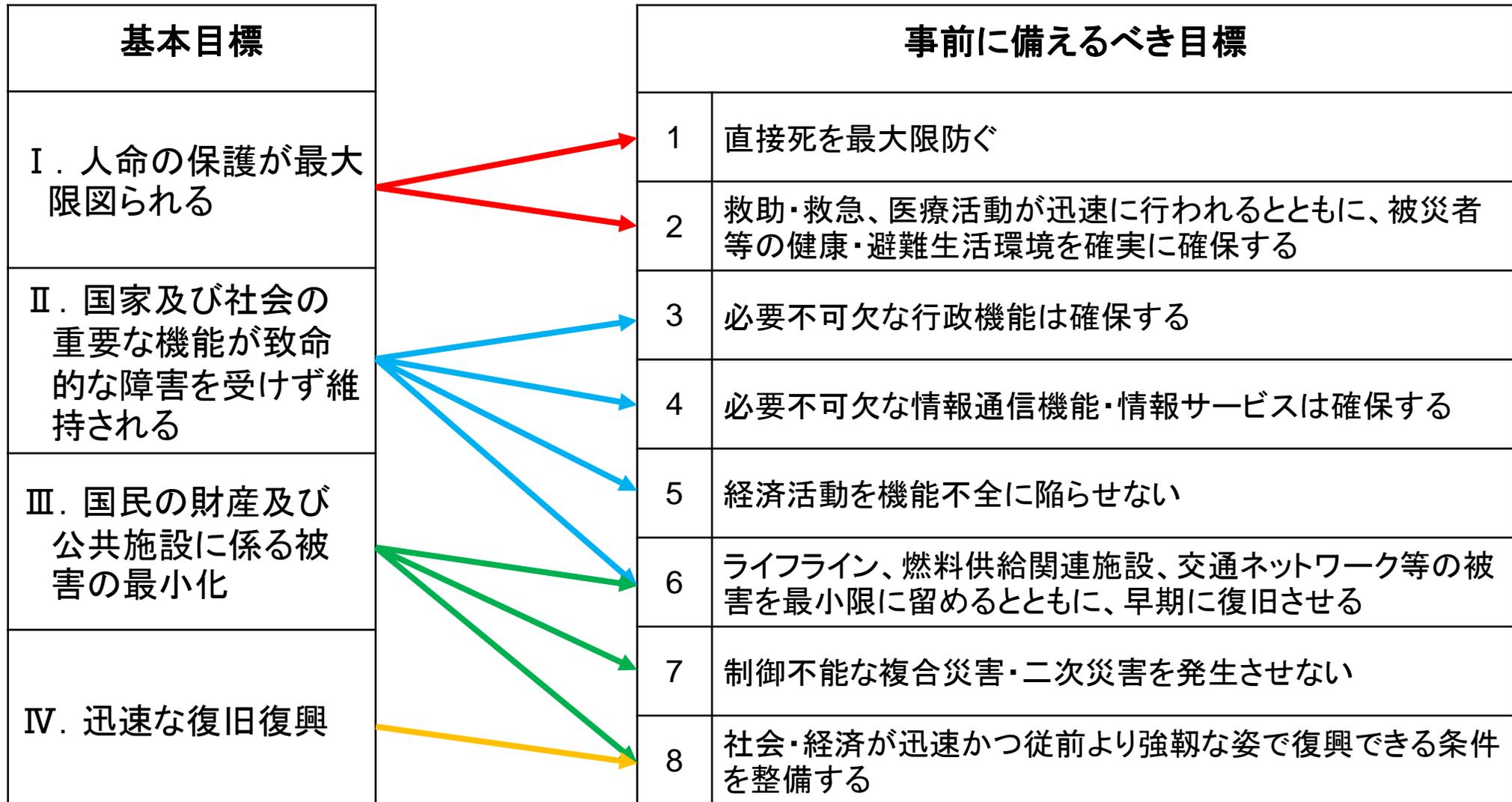
第17条第1項  
国土強靱化推進本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

第17条第3項  
脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

基本計画の見直しのスタート地点

2. 起きてはならない最悪の事態について  
(2) 8つの事前に備えるべき目標について

○8つの事前に備えるべき目標は、4つの基本目標に対して大規模自然災害を想定し、具体化したもの



2. 起きてはならない最悪の事態について  
(3)45の起きてはならない最悪の事態について①

○45の起きてはならない最悪の事態は、8つの事前に備えるべき目標の妨げになるものとして、設定されたもの(「脆弱性評価の指針」平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定より)。

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態	
<b>1. 直接死を最大限防ぐ。</b>	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
<b>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。</b>	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>3. 必要不可欠な行政機能は確保する。</b>	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。</b>	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

## 2. 起きてはならない最悪の事態について (3)45の起きてはならない最悪の事態について②

事前に備えるべき目標  
起きてはならない最悪の事態

<b>5. 経済活動を機能不全に陥らせない。</b>	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
5-8	食料等の安定供給の停滞
5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<b>6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。</b>	
6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
<b>7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。</b>	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
<b>8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</b>	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

## 2. 起きてはならない最悪の事態について

(4) 考慮が必要な項目を踏まえた「起きてはならない最悪の事態」の方向性について

- 資料1で整理した考慮が必要な項目について、8つの目標と45の最悪の事態にも関連が深いと考えられるものとして、コロナ禍における大規模自然災害、災害関連死に関する対策、事前復興の発想、地震後の洪水などの複合災害への対応が挙げられる。
- これらの項目については内容充実の観点から、8つの目標と45の最悪の事態への反映を検討する。
  - 下記視点以外に検討すべき項目等はないか。

### <8つの目標及び45の最悪の事態への反映を検討する項目(素案)>

⑦コロナ禍における大規模自然災害

→目標2、7との関連が深い

⑨災害関連死に関する対策

→目標2との関連が深い

⑩事前復興の発想

→目標8に関連した記載あり

⑪地震後の洪水などの複合災害への対応

→目標7に関連した記載あり